



公益財団法人鷹山保存会

平成27年 5月15日 設立

平成28年 1月19日 公益認定

公益財団法人鷹山保存会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人鷹山保存会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市中京区三条通新町東入衣棚町4番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、京都祇園祭山鉾の鷹山を保存すると共に、重要無形民俗文化財、ユネスコ無形文化遺産京都祇園祭の山鉾行事に参加する鷹山に関わる行事を維持継承し、我が国の伝統文化及び芸術の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鷹山の保存
- (2) 京都祇園祭山鉾行事への参加
- (3) 鷹山及び祇園祭に関する資料の蒐集
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所：京都市中京区新町通六角下る六角町363番地

設立者：吉田孝次郎

拠出する財産及びその価額：祇園會 太郎山人形寫生図幅、300万円相当

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な前条の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産を処分又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第8条 この法人の事業計画及び予算については、前事業年度中に、理事長が次の書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の書類については、理事会の承認を得たことを証する書類とともに、毎事業年度開始日の前日までに京都府知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事による監査を受けた後、理事会の承認を得るものとし、第1号の書類については、定時評議員会の承認も得るものとする。

- (1) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書
- (2) 財産目録
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (5) 役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (6) その他内閣府令で定める書類

2 前項の書類は、監査報告とともに、毎事業年度終了後3箇月以内に京都府知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第

48条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員3名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者または3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

(3) 評議員のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の数または評議員のうち、いずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、第11条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第14条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数がこの定款に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員のうち議長が指名した2名が議事録署名人となり、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

- 3 必要があれば、理事長以外の理事の一部又は全部を、執行理事とすることができる。
- 4 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、執行理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表して業務を執行し、執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。理事会において特に担当の定めのない業務は、理事長の担当業務とする。
- 3 理事長及び執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、第21条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任するこ

とができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第27条 役員は無報酬とする。ただし、理事会が特に必要と認めるときは、職務を行うために要した費用の支払をすることができる。

(顧問)

第28条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、評議員会の決議によって選任する。
- 3 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 4 顧問は、無報酬とする。

(顧問の職務及び権限)

第29条 顧問は、理事長の諮問に応え、諮問された事項について理事会で意見を述べることができる。ただし、理事会の議決権は有しない。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び執行理事の選定及び解職
- (4) 運営協議会委員の選任及び解任
- (5) 評議員会の開催日時及び開催場所並びに目的とする事項の決定
- (6) 評議員候補者の推薦
- (7) この法人の運営に必要な各種規則の制定、変更及び廃止

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案し、それに対して理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 理事長及び監事並びに議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

3 前項の規定にかかわらず、理事長が欠席した理事会においては、出席者全員が第1項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 運営協議会

(運営協議会)

第35条 この法人に、運営協議会を置く。

2 運営協議会は、評議員、役員全員及び次項の定めに基づいて選任された運営協議会委員で構成する。

3 運営協議会委員は、衣棚町内の居住者若しくは事業者、鷹山祭礼の運営に参加している者又は鷹山囃子方の中より30名以内を理事会において選定する。

4 運営協議会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 鷹山祭礼の伝統継承や運営方針に関して奉賛者全体の包括的合意を形成すること

(2) 毎年の祭礼を円滑に運営するための個別事項を協議すること

5 運営協議会の運営についての細則は、理事会において定める。

6 運営協議会委員は無報酬とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

3 この定款の変更に際しては、法令で定めるところの認定又は届出を要する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によってこの法人が消滅する場合には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 情報公開

(備付け書類)

第40条 次に掲げる書類のうち、第1号は常に、第2号は当該事業年度が終了するまでの間、第3号及び第4号は当該事業年度終了後5年間、事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 定款

(2) 第8条第1項の書類

(3) 第9条第1項の第1号から第5号までの書類

(4) 監査報告

(公告)

第41条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 附則

(設立時評議員)

第42条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。(50音順)

設立時評議員：小山景広、寺村貞之、西村善明、巻出清章、米内政明

(設立時理事、設立時理事長及び設立時監事)

第43条 この法人の設立時理事、設立時理事長、設立時監事及び設立時顧問は、次のとおりとする。(50音順)

設立時理事：岩崎良亮、大西英生、小町崇幸、醍醐宏明、辻斉、西村吉右衛門、
西村健吾、村井研太、森村高明、山田純司

設立時理事長：山田純司

設立時監事：荒木泰博、長谷川明

設立時顧問：吉田孝次郎

(最初の事業年度)

第44条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成28年3月31日までとする。